

森林の立木を伐採するときは届出書の提出が必要です

(立木の伐採に係る手続きフロー)

伐採を予定している場所は
地域森林計画の対象民有林

いいえ

届出不要

はい

保安林に指定されていない

いいえ

長野県に相談(許可申請、届出)
(森林法第34条第1項)

はい

次の①②の開発行為に該当しない
①面積が1 haを超える土地の形質
変更※
②太陽光発電設備を設置する場合
で、面積が0.5haを超える土地の
形質変更

いいえ

林地開発許可
(森林法第10条の2)

長野県長野地域振興局林務課
電話 026-234-9604

はい

※ 土石等の採掘、宅地・工場・レジャー施設の造成、土砂捨て
など

農林部森林いのしか対策課に提出する書類

森林経営計画の認定を受けて
いない

いいえ

伐採後又は造林後30日以内に
森林経営計画に係る伐採等の届出書を提出
(森林法第15条)

はい

伐採をしようとする90~30日前までに
伐採及び伐採後の造林の届出書(伐採届)

(森林法第10条の8第1項)

(注) 他の法令によって伐採等の制限を受けている森林に
あつては、関係法令に基づく許可等の手続きに合わせて
伐採届の提出が必要

[例: 自然公園法、長野市自然環境保全条例など]

伐採が終わった日から30日以内に
伐採に係る森林の状況報告書 ※写真等添付
(森林法第10条の8第2項)

(注) 届出の伐採種別の皆伐、択伐を行った箇所が対象
ただし、間伐の場合は提出不要

伐採届のとおり
森林以外に用途
変更した

いいえ

**提出書類
不要**

造林(人工造林(植栽)※1、天然更新※2)が
終わった日から30日以内に
伐採後の造林に係る森林の状況報告書
※写真等添付
(森林法第10条の8第2項)

(注) 造林をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度
の翌年度初日から起算して、それぞれ次の期間

※1人工造林: 皆伐2年以内、択伐5年以内

※2天然更新: 5年以内

伐採後5年以内に
**伐採後の造林に係る森林の状況
報告書** ※写真等添付
(森林法第10条の8第2項)